

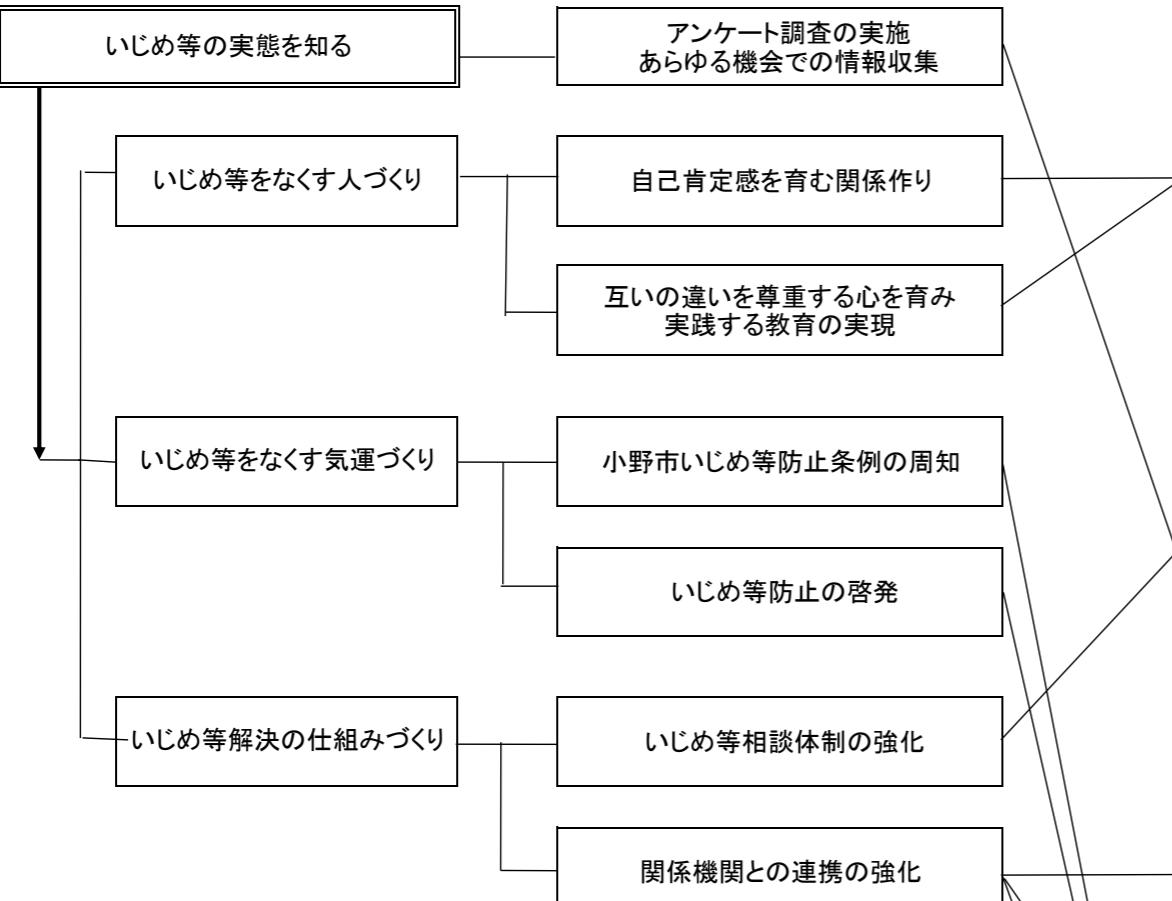
小野特別支援学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

【基本目標】



小野特別支援学校の基本方針

【基本理念】 社会の一員として自立し、仲間と協働しながら、いきいきと生きぬく子の育成をめざす

【基本計画】

I いじめを生まない土壤づくり、人づくり (未然防止)

- ①人権教育の充実
- ②道徳教育の充実
- ③体験教育の充実
- ④特別活動の充実

II 早期発見

- ①日々の観察
- ②多様な観察の視点
- ③保護者、関係機関との連携
- ④教育相談(学校カウンセリング)、
電話連絡・家庭訪問の実施
- ⑤いじめ実態調査アンケート

III 早期の適切な対応

- ①正確な実態把握
- ②指導体制、方針決定
- ③指導・支援
- ④保護者との連携
- ⑤継続した対応

IV ネット上のいじめへの対応

- ①啓発・研修
- ②早期発見と早期対応
- ③関係機関との連携

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①『いじめ防止対策委員会』の設置
- ②いじめ防止の全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
- ③相談体制やカウンセリング体制の充実

【具体的な取組】

I いじめをうまない土壤づくり、人づくり(未然防止)

- ①障がいについての知識と理解を深め、社会の中で自分らしく生きる手立てを習得させる。
- ②協働学習を通して友だちの良さに気づかせる。
- ③縦割り班活動を全校的に実施することを通して、異年齢児童生徒とふれ合い、相互にいたわり敬愛する関係を築かせる。
- ④積極的に交流学習を行い、コミュニケーション能力を育成する。
- ⑤『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
- ⑥インターネットの使い方のルールやモラルについて啓発を行う。
- ⑦感染症等に関する正しい知識と理解を深め、良好な人間関係づくりを促す。

II 早期発見

- ①休み時間や昼休み等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。
「子どもがいるところには、教職員がいる」
- ②担任を中心に、教職員は、子どもたちの人間関係の把握に努める。
- ③連絡帳を活用する。
- ④全保護者を対象とした日々の教育相談を実施する。
- ⑤オープンスクールや学校評価の中で、定期的ないじめ調査を実施する。

III 早期の適切な対応

- ①当事者双方、周りの子どもから、個々に聞き取り、記録する。
- ②教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
・『小野市いじめ等防止条例に係る報告書』を活用する。
・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う指導体制、方針を決定する。
- ③「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ⑤カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。

IV ネット上のいじめへの対応

- ①ネット使用のルールについて、講習会や授業を行う。
- ②保護者との連絡を密にし、些細な気付きを尊重して現状の把握に努める。
- ③場合によっては、警察やプロバイダーと連携して対応する。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①いじめ防止対策委員会(校長・教頭・生徒指導担当・学部長・コーディネーター・養護教諭)を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。
※ケースによっては、学級担任、関係教諭、警察、県教委学校支援チーム、小野市の福祉部局もメンバーに加える。
- ②いじめ防止の全体指導計画を策定する。
- ③児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ④各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ⑤コーディネーターを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- ⑥カウンセリングマインド研修を実施し、教師のカウンセリング技量の向上を図る。